

A49 以下の各機関へ書類の提出が必要になります。

【解説】

1. 地方厚生局

- (1) 保険医療機関廃止届
- (2) 保険医療機関指定申請書

個人から法人への組織変更となりますので、個人診療所の保険医療機関の廃止届と保険診療を継続して行うために、法人診療所の保険医療機関指定申請書を地方厚生局宛てに提出する必要があります。

2. 社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会

- (1) 保険医療機関届
- (2) 過誤払引受書

個人から法人へ組織変更することにより、新たに保険医療機関として指定された場合は、保険医療機関届及び過誤払引受書を厚生局へ提出する必要があります。

3. 労働基準局

- (1) 労災保険指定医療機関変更届
- (2) 指定病院等登録報告書

個人から法人への変更の手続きが必要となります。

4. その他の申請継続に関する手続き

- (1) 福祉事務所

生活保護法による医療機関指定申請書及び生活保護法による指定医療機関廃止届出書

- (2) 保健所

- ① 結核予防法による医療機関指定申請書及び結核予防法による医療機関廃止届出書
- ② 被爆者一般疾病医療機関指定申請書及び被爆者一般疾病医療機関廃止届出書
- ③ 麻薬取扱者免許証記載事項変更届及び麻薬譲渡書

※ 上記のほかにも個人診療所開設時に届出をした申請については、変更が必要となりますのでご注意ください。

5. 年金事務所

医療法人を設立することにより、社会保険(健康保険、厚生年金)の加入が義務付けられることとなります。加入にあたり必要となる資料は以下のとおりです。

- (1) 健康保険・厚生年金新規適用届
 - (2) 資格取得届・被扶養者届
 - (3) 労働者名簿(氏名・生年月日・雇入れ日の確認)
 - (4) 出勤簿・タイムカード(出勤・欠勤の記録)
 - (5) 賃金台帳(賃金計算の元となった日数・時間・諸手当等)
 - (6) 就業規則・賃金規定・雇用契約書
 - (7) 労働保険(労災・雇用保険)届出関係書類控え
 - (8) 税務署等への法人開設届
 - (9) 会計帳簿
 - (10) 法人登記簿謄本
 - (11) 医療法人設立認可書
6. ハローワーク
適用事業所変更届の提出が必要となります。
7. 労働基準監督署
適用事業所変更届の提出が必要となります。
8. 税務署等への手続き
医療法人を設立することにより、以下の書類の提出が必要となります。
- (1) 個人事業の廃業等届出書(税務署)
 - (2) 法人設立の事業開始等の届出書(税務署)
 - (3) 青色申告の承認申請書(税務署)
 - (4) 地方公共団体への事業開始等の届出書(県・市町村)
 - (5) 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(税務署)
 - (6) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(税務署) ほか
9. その他
- (1) 銀行の法人口座開設
 - (2) 医師協同組合の個人会員脱退手続きと法人会員入会手続き
 - (3) 医薬品卸会社など取引先への名称及び引落口座変更手続き
 - (4) リース会社へのリース契約読替え手続き(個人名義→法人名義)
 - (5) その他取引先への名称変更及び引落口座変更手続き
(例えば、電気・ガス・水道)など
 - (6) 小規模企業共済脱退手続きなど